

○あま市障がい者移動支援事業実施要綱

平成22年3月22日

告示第75号

改正 平成24年3月30日告示第54号

平成25年3月29日告示第53号

平成26年6月24日告示第113号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第8号の規定に基づき、屋外での移動が困難な障がい者等にヘルパー等を派遣し、外出のための支援を行うことにより、地域における障がい者等の自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 障がい者移動支援事業(以下「事業」という。)の実施主体は市とし、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができるとしてあらかじめ登録を受けた社会福祉法人等においても行うことができるとしてあらかじめ登録を受けたものとする。

(事業の登録等)

第3条 事業の登録を受けようとする社会福祉法人等の長は、あま市地域生活支援事業者の登録等に関する要綱(平成26年あま市告示第111号。以下「登録要綱」という。)に定めるあま市地域生活支援事業者登録(更新)申請書に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく届出を受理したときは、審査の上、登録の可否を通知するものとする。

(実施基準)

第4条 前条第2項の規定により登録の通知を受けた者(以下「事業者」という。)は、サービスを適切に提供することができるようあま市地域生活支援給付事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成26年あま市告示第112号)その他の必要な基準を遵守しなければならない。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するものとする。

(対象者)

第6条 事業を利用することができる者は、市内に住所を有する者で、法第2条に規定する障害者等とする。

(利用の手続)

第7条 事業を利用し、又は利用の変更をしようとする障がい者又は障がい児の保護者(以下「申請者」という。)は、移動支援事業利用(変更)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、事業を利用しようとする障がい者等(以下「利用者」という。)の障がいの状況及び家庭環境等を審査の上、移動支援事業利用決定等通知書(様式第4号)により申請者に通知し、併せて、その旨記載した受給者証を交付するものとする。

3 事業を利用しようとする申請者は、事業者の前項の受給者証を提示して事業の提供を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

(住所等の変更)

第8条 申請者は、申請に係る住所、氏名等に変更が生じたときは、申請内容変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(利用の辞退)

第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当することにより事業の利用を辞退しようとするときは、移動支援事業利用辞退届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者が事業の利用を中止したとき。
- (2) 利用者が死亡し、又は市外へ転出したとき。
- (3) その他利用が困難な理由があるとき。

(費用の徴収)

第10条 申請者は、別表に定める事業の利用に係る費用(以下「利用料」という。)を事業者を支払わなければならない。

2 申請者の希望により公共交通機関等を利用し、又は入場料等を必要とする場所で事業の提供を受ける場合は、それに要した交通費又は入場料等のうち申請者に負担させることが適当な経費は、全額申請者の負担とする。

(実績報告)

第11条 事業者は、毎月の事業実施状況を移動支援事業実施報告書(様式第7号)に利用の内訳を明らかにする書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(給付金)

第12条 市長は、利用者が受給者証に記載の範囲内において事業者からサービスの提供を受けたときは、申請者に対し、利用料のうち次項に定める額(以下「給付金」という。)を支給する。

2 前項の給付金の額は、申請者の要件に応じ、1月につき、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

(1) 生活保護受給者、市民税世帯非課税者(申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者(第7条第2項の規定により同項に規定する受給者証の交付を受けた障がい者にあつては、その配偶者に限る。))が事業の利用があつた月の属する年度(事業の利用があつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市民税を課されない者である場合における当該申請者)又は市長が利用料を納めることが困難と認められた者 別表に定める事業費単価

(2) 前号に該当する者以外の者 別表に定める事業費単価に100分の90を乗じて得た額

3 第10条の規定にかかわらず、前条の報告書の提出があつたときは、市長は、申請者が事業者を支払うべき利用料について、給付金として当該申請者に支給すべき額の限度において、申請者に代わり、事業者を支払うことができる。この場合において、申請者は、前項各号に定める区分に応じ、利用料から当該各号に定める額を控除して得た額(以下「利用者負担額」という。)を事業者を支払わなければならない。

4 前項の規定による支払があつたときは、申請者に対し給付金の支給があつたものとみなす。

5 市長は、事業者から給付金の請求があつたときは、書類及び必要に応じて行う実地調査により審査の上、支払うものとする。

6 事業者は、第3項に基づく給付金の支払を受けた場合は、申請者に対し、当該申請者に係る給付金の額を通知しなければならない。

7 事業者は、申請者から費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った申請者に対し交付しなければならない。

(不正利得の徴収)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けた者があるときは、その者から、事業に係る給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、事業者が、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたときは、当該事業者に対し、当該支給した額を返還させることができる。

(秘密の保持等)

第14条 事業に従事する者は、利用者及びその世帯のプライバシー等、業務上知り得た個人の情報を在職中及び退職後においてもみだりに他人に知らせてはならない。

2 事業者は、事業に係る個人情報の漏洩、滅失又は改ざんの防止を図るとともに、利用者に対する虐待防止など適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の七宝町障害者移動支援事業実施要綱(平成19年七宝町訓令第5号)、美和町地域生活支援事業実施要綱(平成18年美和町告示第18号)のうち移動支援事業に係る規定又は甚目寺町障害者移動支援事業実施要綱(平成18年甚目寺町要綱第28号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年告示第54号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第113号)

この告示は、公示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表(第10条、第12条関係)

区分	時間	事業費単価(1人1回当たり)
身体介護を伴う	0.5時間以下	2,300円
	0.5時間を超え1時間以下	4,000円
	1時間を超え1.5時間以下	5,800円
	1.5時間を超える	5,800円に1.5時間から計算して 0.5時間増すごとに820円を加えて 得た額
身体介護を伴わない	0.5時間以下	800円
	0.5時間を超え1時間以下	1,500円
	1時間を超え1.5時間以下	2,250円
	1.5時間を超える	2,250円に1.5時間から計算して 0.5時間増すごとに750円を加えて 得た額
グループ支援型		個別支援型の単価÷グループ員数 ×(1+グループ員数×0.1)

※ 時間外加算 利用時間が午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までの間は上記に1.25を、午後10時から午前6時までの間は上記に1.5を乗じて得た額とする。